

広島県告示第二百八十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県民文化センターの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	財団法人県民センター 理事長 松田 浩樹	広島市中区大手町二丁目 五番三号	平成二〇年三月二十七日	平成二〇年四月一日～ 平成二三年三月三十一日